

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市建設部区画整理課 裾野駅西地区整備事務所

〒410-1118 裾野市佐野1068番地の2 TEL 055-994-1274 FAX 055-994-1279

令和3年度施工状況

令和3年12月時点の施工状況をお知らせします。

●(都)桃園平松線

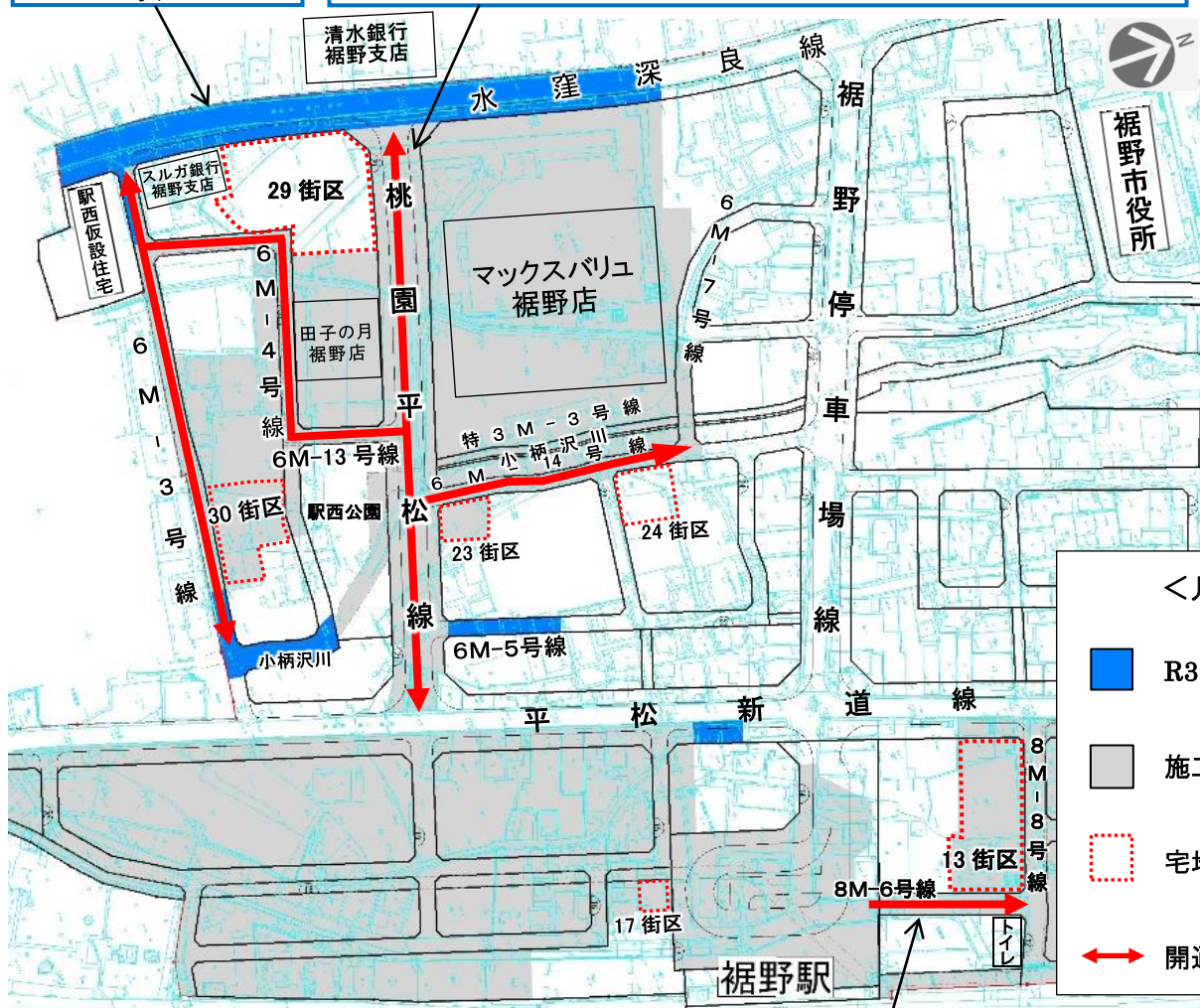
水窪深良線と交差する西側を令和3年11月24日に開通しました。西側の開通によって、水窪深良線から平松新道線までの通行が可能となりました。



<(都)桃園平松線>

●水窪深良線

現在、歩道整備および拡幅工事をしています。引き続き、工事を進めます。



●(区)8M-6号線

裾野駅前広場から(区)8M-8号線へつながる(区)8M-6号線の工事が完了しました。



<(区)8M-6号線>

●宅地造成工事

13街区の一部、17街区の一部、23街区の一部、30街区の一部の宅地造成工事をしました。

現在、24街区の一部、29街区の一部の宅地造成工事を進めています。

●その他の施工状況

平松新道線の歩道の一部を整備しました。

今後、小柄沢川河川改修工事、(区)6 M-3号線の一部、(区)6 M-5号線の一部、平松新道線の歩道の築造工事を進めます。

●第23回仮換地指定

令和3年11月29日(月)に、第47回区画整理審議会が開催されました。

今回の審議会では第23回仮換地指定について審議が行われ、原案のとおり指定して差し支えない。との答申を受けました。今後、仮換地指定通知を対象地権者へ送付します。

●移転と補償

土地区画整理事業では、仮換地指定を受けるなどした場合、現在ある建物や工作物、樹木などを施行計画に合わせて移転いただくこととなります。

・移転の流れ

①物件調査及び補償金の算定

専門業者による物件調査を実施し、移転にかかる補償金を損失補償基準等にとり算定します。

②補償金等の説明

算定された補償金について物件所有者に個別に説明をします。

③補償契約の締結

市と物件所有者の間で移転補償契約を締結します。

④建物等の移転

移転補償契約締結後、物件所有者は期日までに従前地(移転前にお使いの土地)を更地にして、裾野市に引き渡していただきます。※更地にする際には浄化槽や建物の基礎等の撤去も必要になります

・仮換地の引き渡し

仮換地の造成後、裾野市から使用収益開始日の通知という手続きを経て、土地所有者に仮換地を引き渡します。引き渡しのタイミングは事業の施行計画により、物件所有者ごとに異なります。

●移転後の住所地番

仮換地先の住所地番は、区画整理事業終了段階で新たに地番を振り、市が登記します(区画整理登記)。

それまでは、仮換地移転後も従前の住所地番を引き続き使用していただくこととなります。

●土地の売買・相続による 清算金トラブル

土地区画整理事業第129条では、区画整理事業の施行に係る土地等について、権利の有する者に変更があつた場合は、新権利者に全ての権利義務が継承されることとなっております。

売買などで権利者が変更になる場合は、換地処分後に買主と売主のどちらが清算金を負担・受領するかでトラブルが生じないように、契約時に、特別に取り決めておくことが望ましいです。また、相続時においても同様です。清算金の負担が必要な場合は、換地処分後に相続した人に対して清算金負担の義務が継承されますので、予め話し合っておくなど、注意が必要です。